

小矢部市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (28年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 26年度の人件費率
27年度	人 31,128	千円 14,431,789	千円 434,966	千円 1,921,199	% 13.3	% 13.8

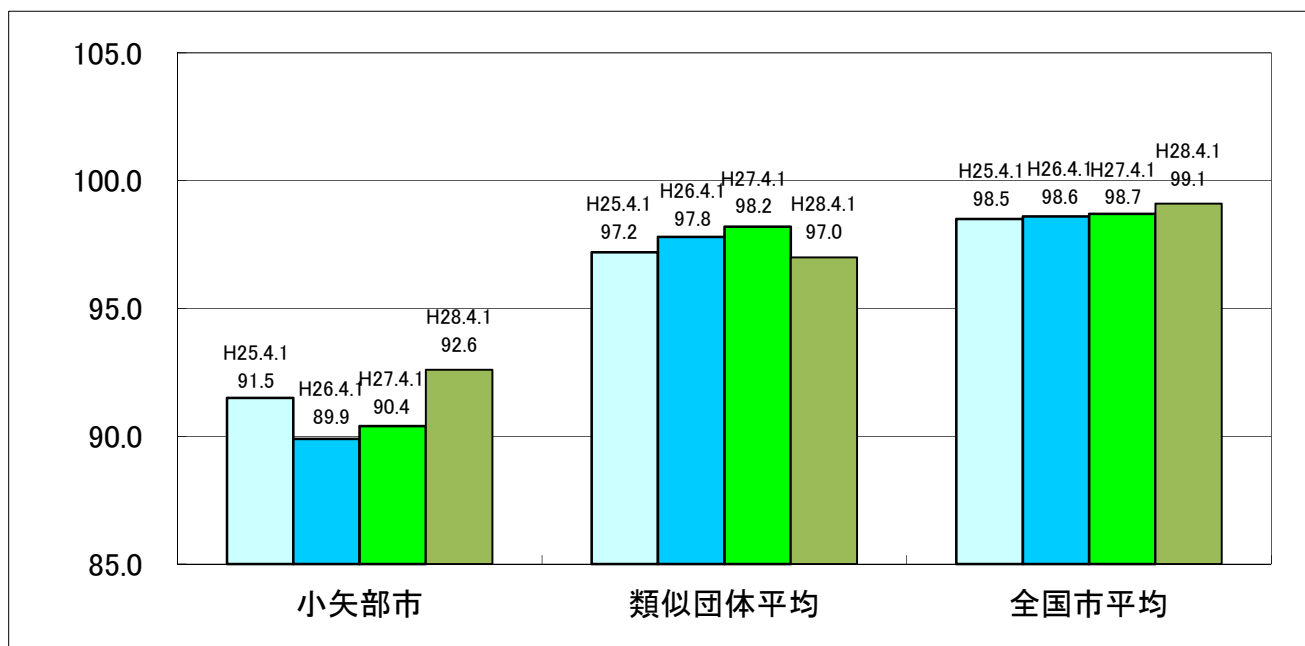
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
27年度	人 231	千円 793,712	千円 123,707	千円 299,346	千円 1,216,765

(参考)一人当たり給与費 B / A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,267	千円 5,644

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、27年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※28年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①の理由について、給料表7号の職員が多くいたため。また、新規採用職員として社会人経験者を採用したことによる。

(4) 給与改定の状況

人事委員会を設置していないため、記載なし。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容に準じて引下げ。

激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

支給なし。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6) 特記事項

なし。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（28年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
小矢部市	42.3歳	302,155円	358,736円	326,290円
富山県	44.1歳	335,300円	411,500円	364,122円
国	43.6歳	331,816円	—	410,984円
類似団体	42.4歳	315,946円	372,810円	342,137円

② 技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
小矢部市	55.3歳	6人	297,100円	302,667円	298,183円
うち用務員	56.0歳	1人	—	—	—
富山県	57.3歳	52人	321,200円	355,600円	331,611円
国	50.4歳	2,876人	287,447円	—	329,358円
類似団体	50.3歳	21人	296,851円	326,387円	309,072円

(注) 1 「平均給料月額」とは、28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

3 本市の用務員の平均給料額等については個人情報に配慮し公表を控えている。

(2) 職員の初任給の状況（28年4月1日現在）

区分		小矢部市	富山県	国
一般行政職	大学卒	176,700円	183,300円	176,700円
	高校卒	144,600円	149,000円	144,600円
技能労務職	高校卒	円	142,000円	—
	中学卒	円	134,000円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（28年4月1日現在）

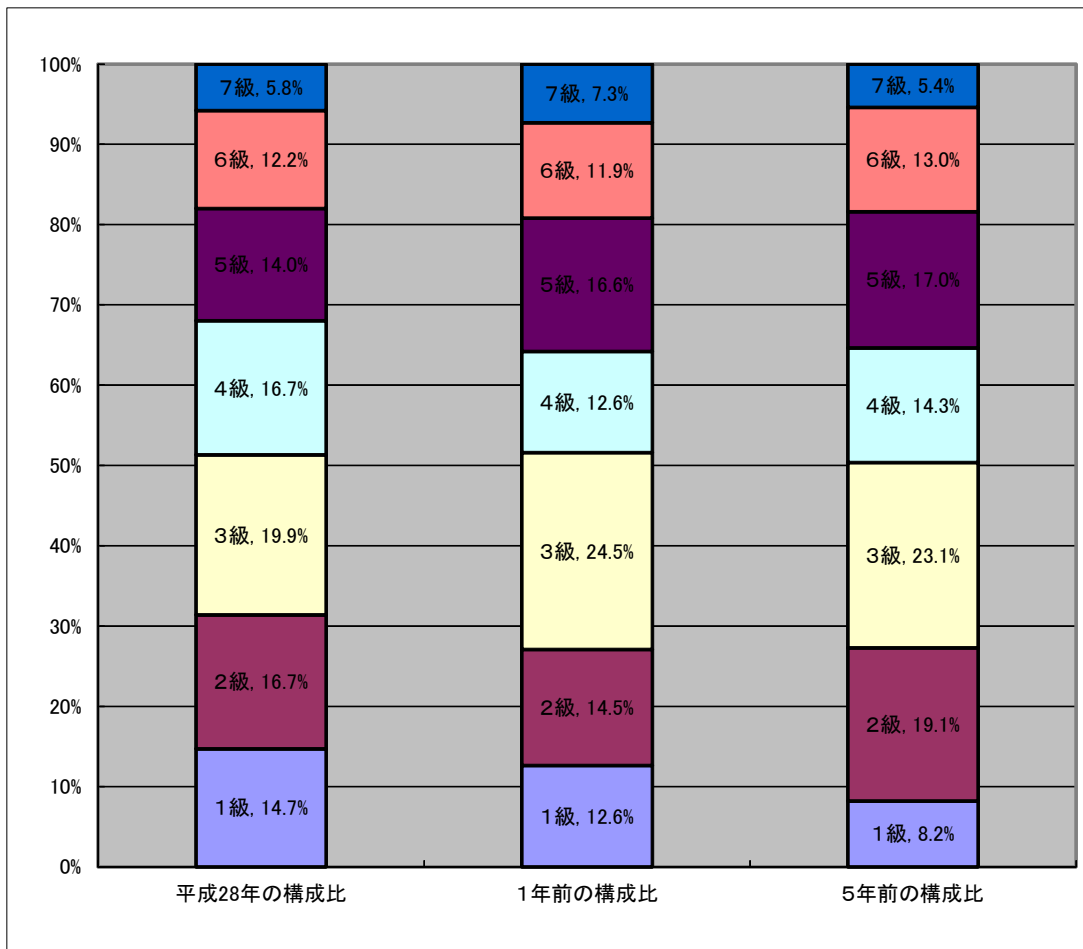
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	264,900円	359,100円	377,100円	413,000円
	高校卒	— 円	227,000円	— 円	352,900円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	288,600円	305,000円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事・技師	23人	14.7%	140,100円	246,100円
2級	主事・技師	26人	16.7%	190,200円	303,000円
3級	主任	31人	19.9%	226,400円	348,800円
4級	主査	26人	16.7%	259,900円	379,800円
5級	課長補佐	22人	14.0%	286,200円	391,800円
6級	課長	19人	12.2%	317,000円	409,000円
7級	部長・次長	9人	5.8%	361,300円	443,700円

- (注) 1 小矢部市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成 18 年に 9 級制から 7 級制に変更している。(旧給料表の 1 級及び 2 級並びに 4 級及び 5 級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成 28 年 4 月 2 日から平成 29 年 4 月 1 日 までにおける運用	小矢部市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

小 矢 部 市	富 山 県	国
1人当たり平均支給額 (27年度) 1,448千円	1人当たり平均支給額 (27年度) 1,509千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.6月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.6月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.6月分 (1.45)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成28年度中における運用	〇〇市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当（28年4月1日現在）

小 矢 部 市	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 20.445月分 勤続25年 29.145月分 勤続35年 41.325月分 最高限度額 49.59月分	(支給率) 自己都合 勤続20年 20.445月分 勤続25年 29.145月分 勤続35年 41.325月分 最高限度額 49.59月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～45%加算)
1人当たり平均支給額 定年・勤奨 21,755千円 自己都合その他 324千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（28年4月1日現在）

支給なし。

(4) 特殊勤務手当（28年4月1日現在）

支給実績（27年度決算）	262千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	8,760円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（27年度）	12.9%		
手当の種類（手当数）	6種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
市税等徴収手当	税務課職員等	市税等の徴収・滞納処分業務	日額 200円
伝染病作業手当	生活協働課職員	伝染病の防疫作業等	日額 500円
行旅死病人業務手当	社会福祉事務所職員	①行旅死亡人取扱い業務 ②行旅病人の救護業務	① 1件 2,000円 ② 1件 1,000円
社会福祉業務手当	社会福祉事務所職員	生活保護者の面接、調査等	日額 200円
牧野作業手当	稲葉山牧野職員	牧野作業従事	月額 4,000円
用地交渉手当	建設課職員等	用地取得等交渉業務	日額 200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	57,716千円
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	356千円
支給実績（26年度決算）	57,891千円
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	364千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（27年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人 当たり平均支給 年額 (27年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 13,000円 (2)配偶者以外 ①1人につき6,500円(職員に配偶者が ない場合は、そのうち1人について11,000円) ②満16歳年度初めから満22歳年度末ま での間にある子1人につき、5,000円を加算	同じ		17,696千円	218,466円
住居手当	借家等 ①家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 ②家賃23,000円を超える場合 11,000円+(家賃-23,000円)/2 (最高限度額27,000円)	同じ		5,397千円	245,325円
通勤手当	(1)交通機関利用職員 6箇月定期券等の価額による一括支給 全額支給限度額 1箇月当たり55,000円 (2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ2,000円~31,600円	異なる	(2)距離 段階区分 が異なる	12,083千円	58,941円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に当該職 の区分に応じて22,000円~66,400円を支給	異なる	職区分と 金額が異 なる	32,502千円	451,411円
管理職員 特別勤務 手当	管理職手当支給対象職員等が臨時又は緊急 時(週休日等)に勤務した場合に支給 6時間以下 4,000~8,000円 6時間超 6,000~12,000円	異なる	金額が異 なる	38千円	12,667円
休日勤務 手当	休日に勤務したときに支給	同じ		1,948千円	22,141円
宿日直手 当	①本来の勤務に従事しないで行う外部との 連絡、文書の收受、庁内の監視 4,200円/回 (勤務時間5時間以内は2,100円/回) ②稲葉山牧野の牛の飼育のための勤務 5,100円/回 (勤務時間5時間以内は2,550円/回)	同じ		1,400千円	73,689円

5 特別職の報酬等の状況（28年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	830,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 980,000円 / 437,500円
	副 市 長	710,000円	794,000円 / 512,000円
報 酬	議 長	445,000円	528,000円 / 304,000円
	副 議 長	390,000円	449,000円 / 264,000円
	議 員	360,000円	420,000円 / 250,000円
期 末 手 当	市 長	(27年度支給割合) 3.15 月分	
	副 市 長	(27年度支給割合) 3.15 月分	
退 職 手 当	市 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 給料月額×500/100×在職年数÷12 16,600千円 任期毎	
	副 市 長	給料月額×280/100×在職年数÷12 7,952千円 任期毎	
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

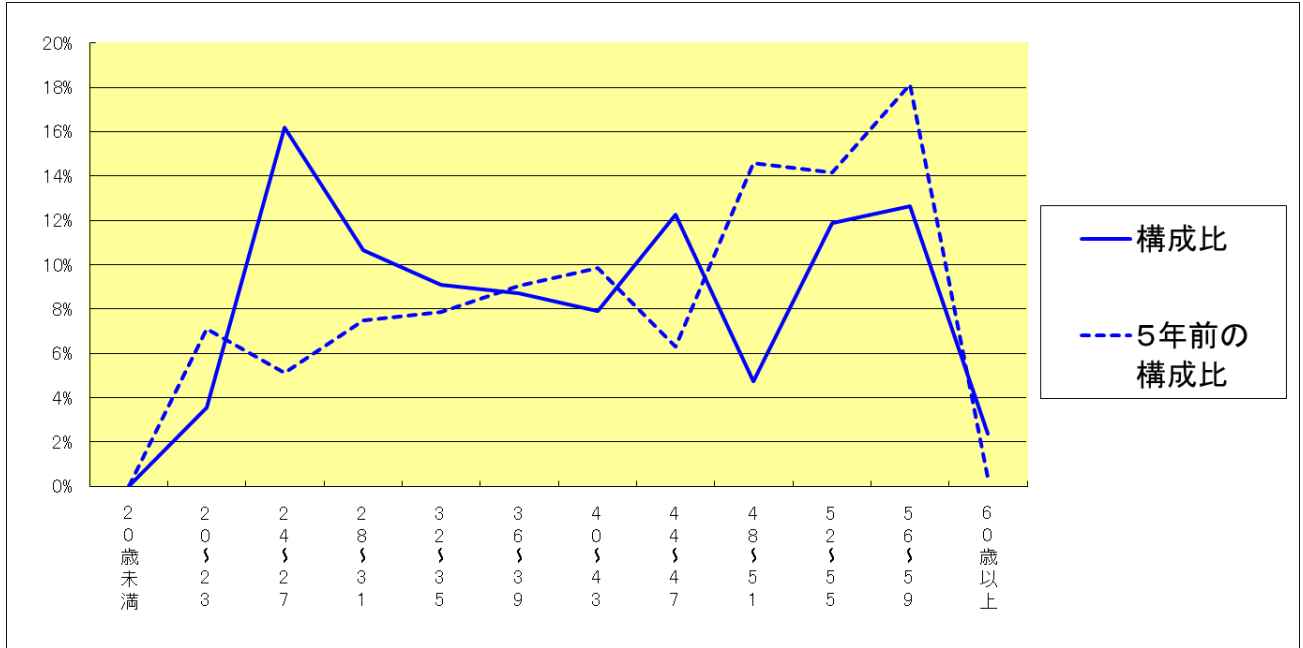
(各年4月1日現在)

			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成28年	平成27年		
普通 会計 部門	一 般 行 政 部 門	議 会	4	5	△ 1	欠員不補充 業務量の増
		総 務	5 2	5 1	1	
		税 務	1 4	1 4		
		労 働	1	1		
		農 林 水 産	1 8	1 7	1	稲葉山総合開発推進班設置による増員 アウトレット関連事業完了による減員
商 工		9	1 3	△ 4		
土 木		1 7	1 4	3		
民 生		7 8	7 9	△ 1	業務量の増 保育所民営化に伴う保育士の不補充	
衛 生	1 6	1 5	1			
	小 計	2 0 9	2 0 9		<参考> 人口1万人当たり職員数 67.14人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 63.54人)	
	教育部門	2 4	2 2	2	欠員の補充	
	消防部門	0	0			
	小 計	2 3 3	2 3 1	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 74.85人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 83.38人)	
公 営 企 業 部 門 等	水 道	7	7		事務の統合縮小	
	下 水 道	6	6			
	そ の 他	7	8	△ 1		
	小 計	2 0	2 1	△ 1		
合 計			2 5 3 [2 5 4]	2 5 2 [2 5 4]	1 [0]	<参考>人口1万人当たり職員数 81.28人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（28年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	9人	41人	27人	23人	22人	20人	31人	12人	30人	32人	6人	253人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度						過去5年間の増減数(率)
	23年	24年	25年	26年	27年	28年	
一般行政	206	205	205	206	209	209	3 (1.5%)
教育	27	26	25	23	22	24	△3 (△11.1%)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (0%)
普通会計計	233	231	230	229	231	233	0 (0%)
公営企業等会計計	21	21	21	21	21	20	△1 (4.8%)
総合計	254	252	251	250	252	253	△1 (△0.4%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総費用に占 める職員給与費比率
27年度	千円 538,302	千円 73,484	千円 34,153	% 6.3	% 6.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)000平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	人 7	千円 25,507	千円 3,995	千円 9,783	千円 39,285	千円 5,612	千円 6,190

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、28年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 なし。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (28年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
小矢部市	38.9 歳	294,658 円	463,827 円
団体平均	44.7 歳	346,797 円	514,785 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

小矢部市 (水道事業)	小矢部市 (一般行政職)
1人当たり平均支給額 (27年度) 1,397千円	1人当たり平均支給額 (27年度) 1,448千円
(27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.6月分 (0.75)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.6月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（28年4月1日現在）

小矢部市（水道事業）			小矢部市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
定年・勸奨	該当無し		定年・勸奨	21,755千円	
自己都合その他	該当無し		自己都合その他	324千円	

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（28年4月1日現在）

支給なし。

エ 特殊勤務手当（28年4月1日現在）

支給実績（27年度決算）		0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）		0.00%		
手当の種類（手当数）		3種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27年度決算)	左記職員に対する支給 単価
塩素取扱手当	水道職員	塩素取扱い業務に従事	0千円	日額 250円
業務手当	水道職員	滞納使用料等の徴収	0千円	日額 200円
用地交渉手当	建設課職員等	用地取得等交渉業務	0千円	日額 200円

オ 時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	1,957千円
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	280千円
支給実績（26年度決算）	2,717千円
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	388千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（27年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人 当たり平均支給 年額 (27年度決算)
扶養 手当	(1)配偶者 13,000円 (2)配偶者以外 ①1人につき6,500円(職員に配偶者が ない場合は、そのうち1人について11,000円) ②満16歳年度初めから満22歳年度末ま での間にある子1人につき、5,000円を加算	同じ		866 千円	173,200 円
住居 手当	借家等 ①家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 ②家賃23,000円を超える場合 11,000円+(家賃-23,000円)/2 (最高限度額27,000円)	同じ		351 千円	175,500 円
通勤 手当	(1)交通機関利用職員 6箇月定期券等の価額による一括支給 全額支給限度額 1箇月当たり55,000円 (2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ2,000円~31,600円	異なる	(2)距離 段階区分 が異なる	172 千円	42,900 円
管理職 手当	管理又は監督の地位にある職員に当該職 の区分に応じて22,000円~66,400円を支給	異なる	職区分と 金額が異 なる	380 千円	380,400 円
管理職員 特別勤務 手当	管理職手当支給対象職員等が臨時又は緊急 の必要等により週休日等に勤務した場合に 支給 6時間以下 4,000~ 8,000円 6時間超 6,000~12,000円	異なる	金額が異 なる	0 千円	0 円
休日勤務 手当	休日に勤務した場合に支給	同じ		40 千円	10,072 円